

## 1.1 騒音規制法に基づく騒音の規制基準等

### (1) 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8 ~ 19時)	朝 (6 ~ 8時) 夕 (19 ~ 22時)	夜 間 (22 ~ 6時)
第 1 種 区 域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種 区 域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

(注) 1 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値です。

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として知事が定めた区域をいいます。

(1) 第1種区域

良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域です。

(2) 第2種区域

住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域です。

(3) 第3種区域

住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域です。

(4) 第4種区域

主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域です。

3 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベル減じた値とします。

(2) 特定建設作業騒音の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	規制基準					
		作業ができない時間		1日の作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機、くい抜機 又は、くい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85 デシベル	午後7時	午後10時	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁止
備考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはなりません。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはなりません。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはなりません。	原則として日曜・休日に作業を行ってはなりません。

(注) 1 「1号区域」とは、指定地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域と第4種区域における、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲の概ね80m以内の地域です。

2 「2号区域」とは、指定地域のうち、「1号区域」以外の地域です。